

平成19年6月11日

横浜市教育委員会事務局
教育長

茅ヶ崎中学校第二方面校
開校準備委員会
委員長 安藤 治雄

茅ヶ崎中学校第二方面校新設に伴う通学区域に関する意見書

1 はじめに

当開校準備委員会は、横浜市教育委員会が策定した「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」に基づき、茅ヶ崎中学校第二方面校（以下「新設校」という。）の設置に当たって、次の項目を検討するため、本年3月に設置されました。

- ・通学区域
- ・学校名
- ・通学安全の確保

このうち、まず、通学区域に関する案を取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

2 新設校の整備目的及び通学区域設定に当たっての基本的考え方

新設校の整備目的は、茅ヶ崎中学校の適正規模化、教育環境の改善にあります。よって、この整備目的を最優先に考慮した上で、次の考え方に基づき、新設校の通学区域を設定しました。

- ① 分離新設後の茅ヶ崎中学校を24学級以下とする。
- ② 学区線を明確にするため、原則として茅ヶ崎中学校と茅ヶ崎中学校第二方面校の学区境を中原街道とし、中原街道の西側を茅ヶ崎中学校の学区、東側を茅ヶ崎中学校第二方面校の学区とする。
- ③ 今後開発により生徒数が増加すると思われる地域を新設校の学区に編入する。

3 通学区域

新設校の通学区域は次のとおりとする。

- ・勝田小学校通学区域の一部（茅ヶ崎中学校通学区域）→図中①部分
- ・折本小学校通学区域の一部（茅ヶ崎中学校通学区域）→図中②部分
- ・新田小学校通学区域の一部（新羽中学校通学区域）→図中③部分
- ・勝田小学校通学区域の一部（中川中学校通学区域）→図中④部分
- ・新吉田第二小学校通学区域の一部（中川中学校通学区域）→図中⑤部分
- ・プロムナード仲町台（茅ヶ崎中学校通学区域、仲町台五丁目7番）
→図中⑦部分
- ・茅ヶ崎小学校通学区域の一部（茅ヶ崎中学校通学区域、東芝テック跡地に建設予定の集合住宅）→図中⑧部分

4 特別調整通学区域の設定について

次のエリアを特別調整通学区域として設定する。

- ・茅ヶ崎東一丁目（図中⑥部分）については、指定校を茅ヶ崎中学校、受入校を新設校とする。

5 設定時期及び対象とする生徒

設定時期は、茅ヶ崎中学校第二方面校開校の平成22年4月とし、新設校の生徒は、茅ヶ崎中学校の適正規模化及び新設校の円滑な学校運営を図るため、新設校の通学区域内の中学校1年生から3年生までの生徒とする。

ただし、現在、新羽中区域（図中③部分）及び中川中区域（図中④及び⑤部分）については、平成22年4月の新中学1年生のみを対象とし、平成22年4月の中学2年生及び3年生については、それぞれ新羽中、中川中のまととする。

6 指定地区外就学について

次のケースについては、指定地区外就学について配慮願いたい。

- ・プロムナード仲町台（図中⑦部分）については、中原街道の東側にあり、折本小の通学区域のため、中学校については新設校となる。しかし、小学校について、指定校を折本小、受入校を茅ヶ崎小とする特別調整通学区域を設定しており、大半の児童が茅ヶ崎小に通学している。よって、小学校の同級生と同じ茅ヶ崎中に入学できるよう、新設校整備決定前に入学した平成19年度の小学1年生までは、時限的に（平成25年度中学1年生まで）、指定地区外就学制度により、茅ヶ崎中に入学できるよう配慮願いたい。

（茅ヶ崎小を選択した児童のみ）

